

## 平成28年度 過労死等の労災補償状況

### ～ 精神障害の請求件数は過去10年間で最多 支給決定件数は6年連続30件以上の高水準 ～

神奈川県労働局（局長 姉崎 猛）は平成28年度の過労死等の労災補償状況を取りまとめましたので公表します。

- (※1) 「過労死等」とは、過労死等防止対策推進法第2条において、「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。」と定義されています。
- (※2) 支給決定件数は、平成28年度中に「業務上」と認定した件数で、平成28年度以前に請求があったものを含みます。

#### 1 脳・心臓疾患の労災補償状況（別添資料1-1～5のとおり。）

- (1) 請求件数は49件（前年度比で35%の減少）で、全国4位。
- (2) 支給決定件数は18件で、前年度比で1%の減少。
- (3) 業種別の支給決定件数は「運輸業・郵便業」が最多。
- (4) 職種別の支給決定件数は「輸送・機械運転従事者」が最多。
- (5) 年齢別の支給決定件数は40歳以上で約90%を占めている。
- (6) 時間外労働時間数別の支給決定件数は「100時間以上～120時間未満」が最多。

#### 2 精神障害の労災補償状況（別添資料2-1～6のとおり。）

- (1) 請求件数は140件（前年度比で19%の増加）で、全国3位。
- (2) 支給決定件数は42件で、前年度比で11%の増加。
- (3) 業種別の支給決定件数は「医療・福祉」が最多。
- (4) 職種別の支給決定件数は「専門的・技術的職業従事者」が最多。
- (5) 年齢別の支給決定件数は「40～49歳」が最多。
- (6) 出来事別の支給決定件数は対人関係（いじめ・嫌がらせ等）を要因とするものが最多。
- (7) 支給決定件数のうち約17%が80時間以上の時間外労働時間を行っているもの。

表1-1 脳・心臓疾患の労災補償状況

(件)

区分		年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
脳・心臓疾患	請求件数(全国)		842	784	763	795	825
	決定件数(全国)		741	683	637	671	680
	うち支給決定件数 (認定率)	□	338 (45.6%)	306 (44.8%)	277 (43.5%)	251 (37.4%)	260 (38.2%)
	請求件数(神奈川県)		58	62	62	75	49
	決定件数(神奈川県)		54	51	54	56	59
	うち支給決定件数 (認定率)		23 (42.6%)	16 (31.4%)	20 (37.0%)	19 (33.9%)	18 (30.5%)

注) 決定件数は、当該年度に請求されたものに限るものではない。

図1-1 脳・心臓疾患の労災請求・決定件数の推移(神奈川県)

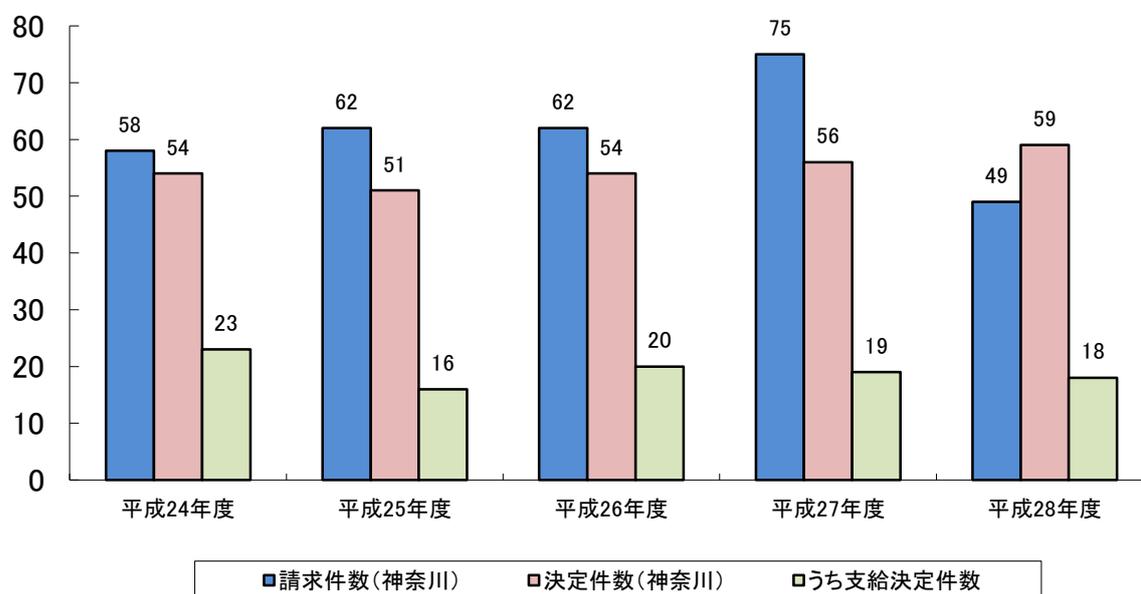


表1-2 業種別支給決定件数一覧(脳・心臓疾患)

(件)

業種	脳・心臓疾患(全国)		脳・心臓疾患(神奈川)	
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業	1	5	0	0
製造業	34	41	1	3
建設業	28	18	5	0
運輸業、郵便業	96	97	3	8
卸売業、小売業	35	29	4	1
金融業、保険業	2	1	0	1
教育、学習支援業	0	3	0	0
医療、福祉	5	10	1	0
情報通信業	11	9	3	1
宿泊業、飲食サービス業	22	20	2	2
その他の事業(上記以外の事業)	17	27	0	2
合計	251	260	19	18

注) 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

図1-2 業種別支給決定件数構成比(脳・心臓疾患)

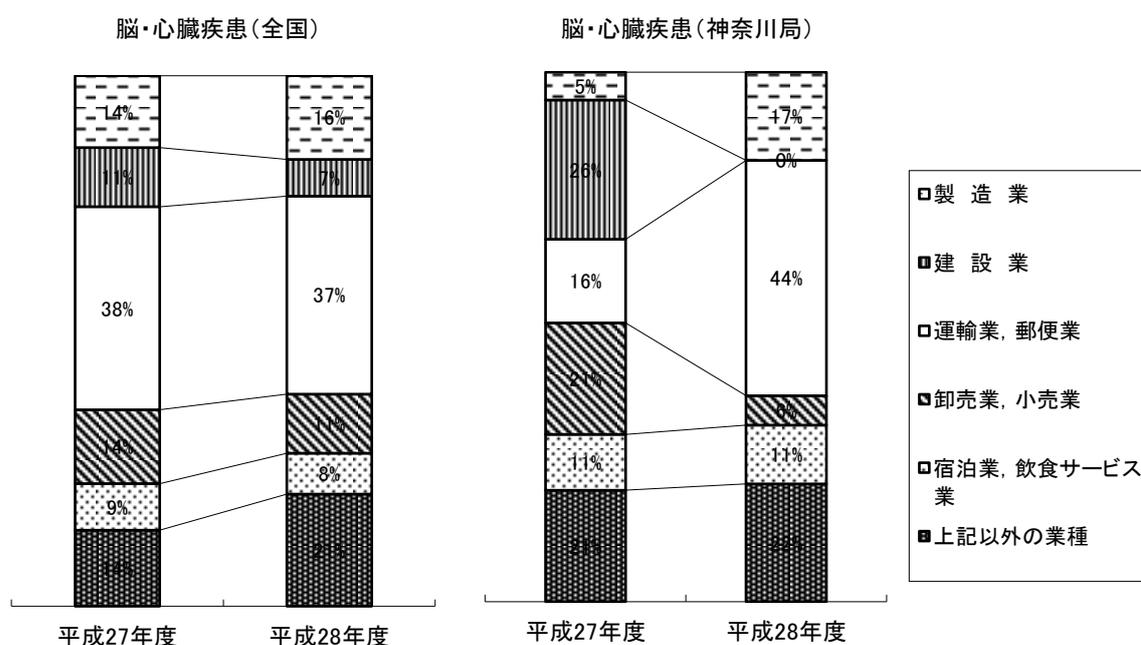


表1-3 職種別支給決定件数一覧(脳・心臓疾患)

(件)

職種	年度	脳・心臓疾患(全国)		脳・心臓疾患(神奈川)	
		平成27度	平成28度	平成27度	平成28度
専門的・技術的職業従事者		33	30	4	1
管理的職業従事者		27	26	1	2
事務従事者		15	10	0	1
販売従事者		34	23	5	0
サービス職業従事者		20	23	1	2
輸送・機械運転従事者		88	90	3	8
生産工程従事者		13	27	0	3
その他の職種(上記以外の職種)		21	31	5	1
合計		251	260	19	18

注) 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業作業員などである。

図1-3 職種別支給決定件数構成比(脳・心臓疾患)

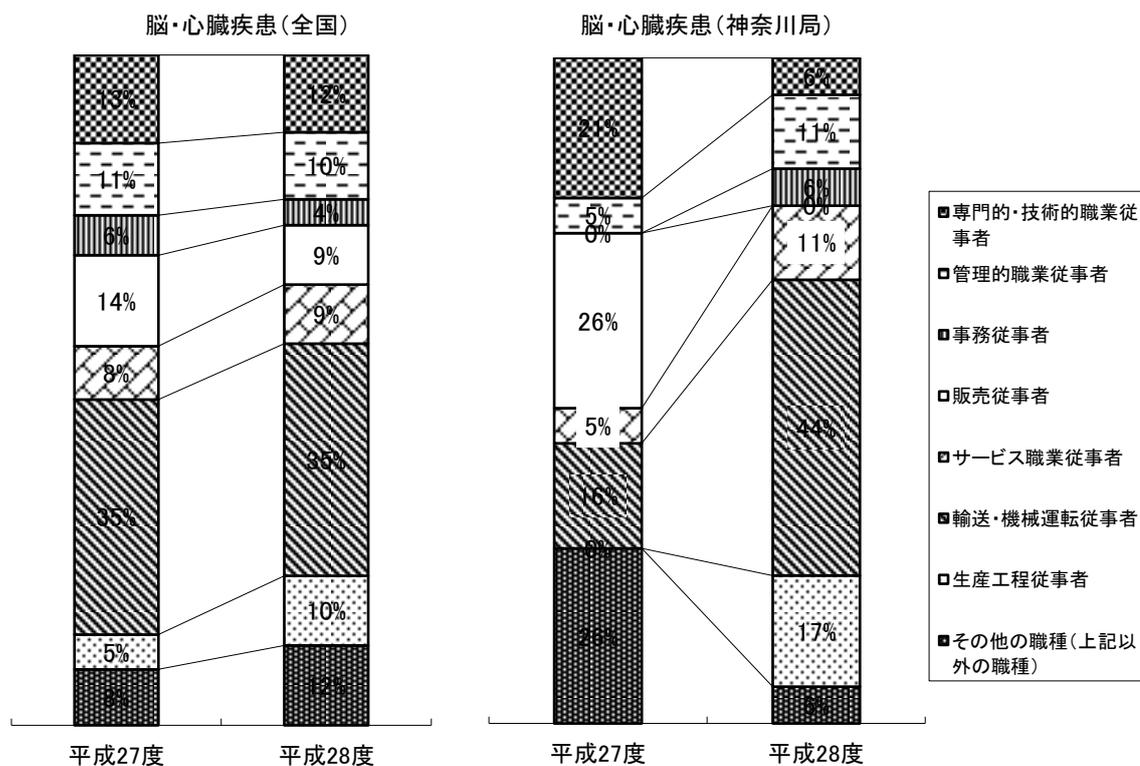


表1-4 年齢別支給決定件数一覧(脳・心臓疾患)

(件)

年齢	脳・心臓疾患(全国)		脳・心臓疾患(神奈川県)	
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
29歳以下	6	4	2	0
30~39歳	36	34	2	1
40~49歳	80	90	3	8
50~59歳	91	99	9	8
60歳以上	38	33	3	1
合計	251	260	19	18

図1-4 年齢別支給決定件数構成比(脳・心臓疾患)

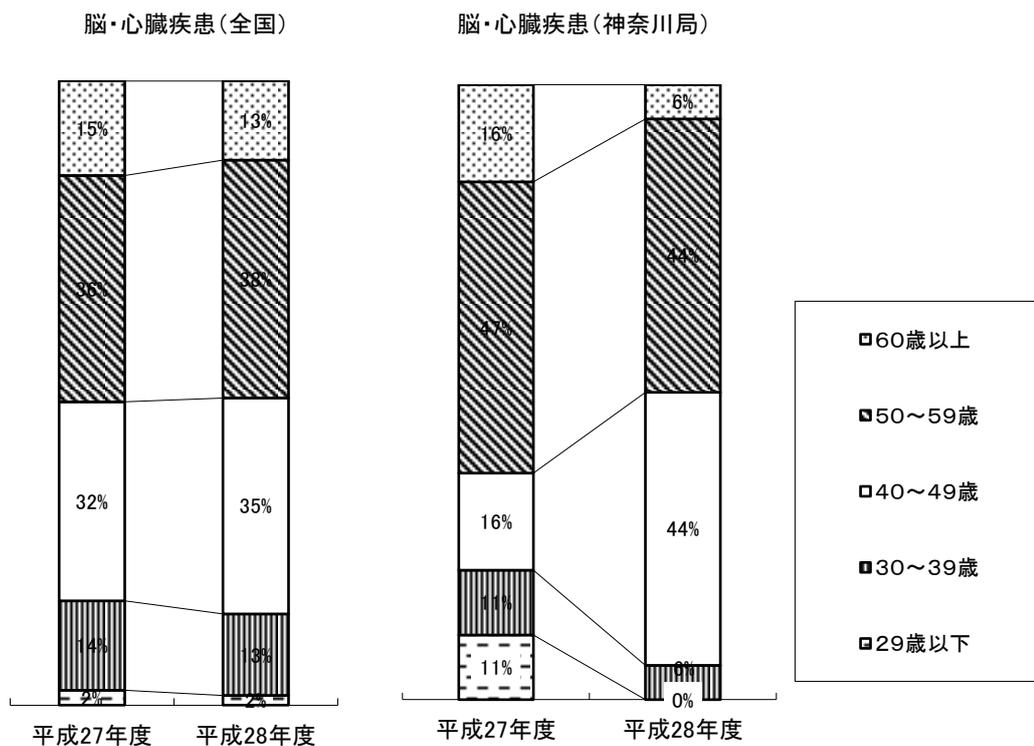


表1-5 脳・心臓疾患の時間外労働時間数(1か月平均)別支給決定件数

(件数)

時間外労働時間	平成28年度			
	全	国	神	川
		内死亡		内死亡
45時間未満	0	0	0	0
45時間以上～60時間未満	0	0	0	0
60時間以上～80時間未満	14	9	1	1
80時間以上～100時間未満	106	51	6	2
100時間以上～120時間未満	57	19	7	3
120時間以上～140時間未満	36	15	3	1
140時間以上～160時間未満	18	5	1	0
160時間以上	17	7	0	0
合計	248	106	18	7

表2-1 精神障害の労災補償状況

(件)

区分		年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
精神障害	請求件数(全国)		1257	1409	1456	1515	1586
	決定件数(全国)		1217	1193	1307	1306	1355
	うち支給決定件数 (認定率)		475 (39.0%)	436 (36.5%)	497 (38.0%)	472 (36.1%)	498 (36.8%)
うち自殺 (未遂含む)	請求件数(全国)		169	177	213	199	198
	決定件数(全国)		203	157	210	205	176
	うち支給決定件数 (認定率)		93 (45.8%)	63 (40.1%)	99 (47.1%)	93 (45.4%)	84 (47.7%)
精神障害	請求件数(神奈川)		91	133	122	118	140
	決定件数(神奈川)		97	95	117	105	123
	うち支給決定件数 (認定率)		46 (47.4%)	30 (31.6%)	33 (28.2%)	38 (36.2%)	42 (34.1%)
うち自殺 (未遂含む)	請求件数(神奈川)		12	13	14	13	12
	決定件数(神奈川)		11	5	16	12	15
	うち支給決定件数 (認定率)		4 (36.4%)	0 (0%)	6 (37.5%)	4 (33.3%)	4 (26.7%)

注) 決定件数は、当該年度に請求されたものに限るものではない。

図2-1 精神障害の労災請求・決定件数の推移(神奈川局)

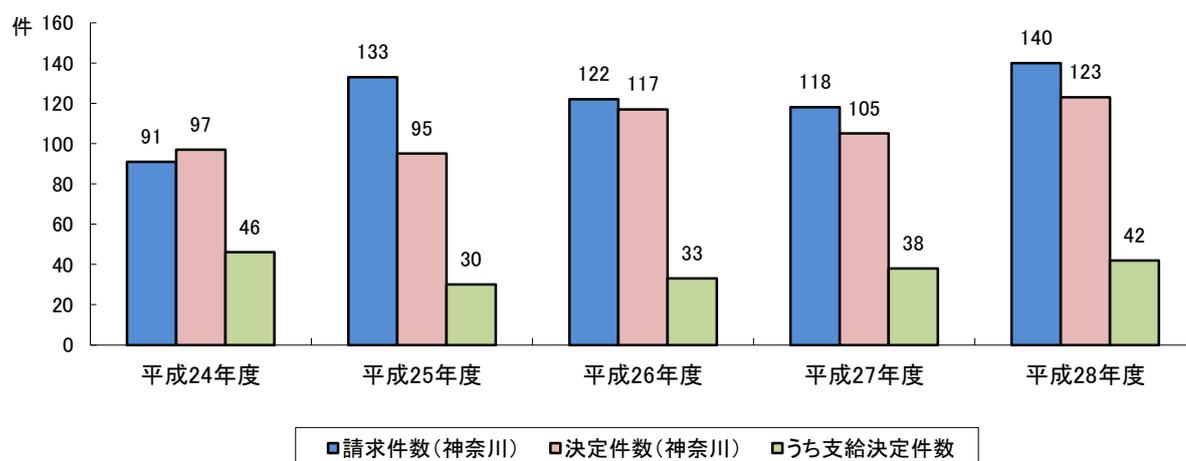


表2-2 業種別支給決定件数一覧(精神障害)

(件)

業種	精神障害(全国)		精神障害(神奈川県)	
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
農業, 林業, 漁業, 鉱業, 採石業, 砂利採取業	6	7	0	0
製造業	71	91	3	6
建設業	36	54	2	3
運輸業, 郵便業	57	45	5	2
卸売業, 小売業	65	57	5	5
金融業, 保険業	14	11	0	0
教育, 学習支援業	19	10	0	1
医療, 福祉	47	80	7	14
情報通信業	30	27	4	2
宿泊業, 飲食サービス業	29	33	2	1
その他の事業(上記以外の事業)	98	83	10	8
合計	472	498	38	42

注) 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

図2-2 業種別支給決定件数一覧(精神障害)

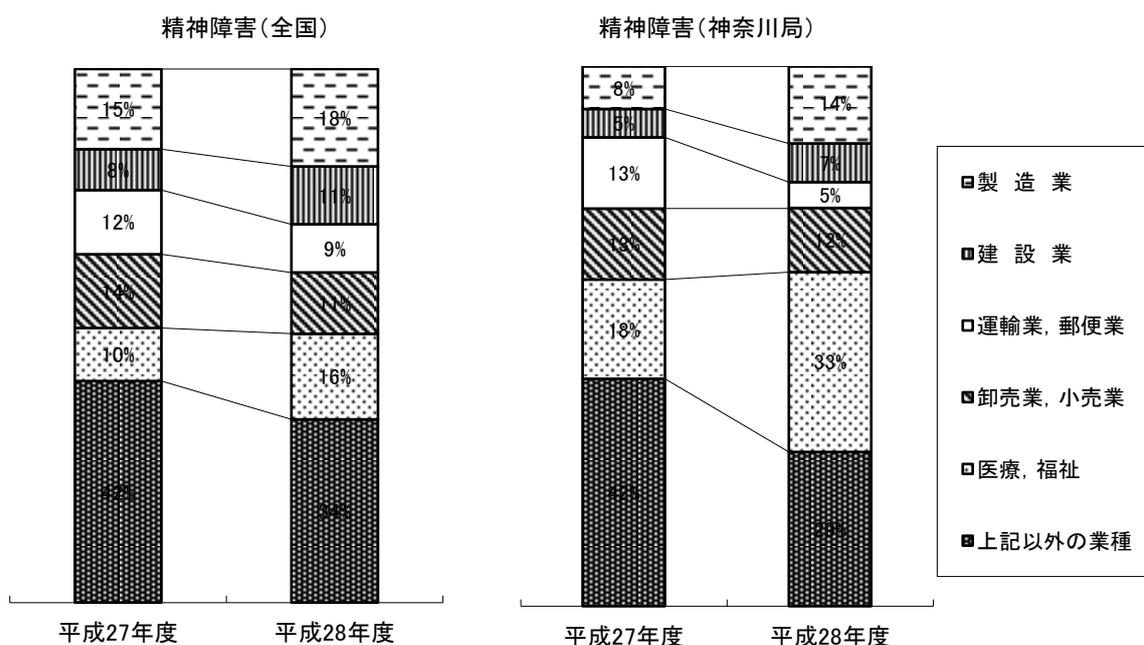


表2-3 職種別支給決定件数一覧(精神障害)

(件)

職種	精神障害(全国)		精神障害(神奈川県)	
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
専門的・技術的職業従事者	114	115	12	17
管理的職業従事者	44	30	0	0
事務従事者	93	81	4	8
販売従事者	48	63	5	3
サービス職業従事者	53	64	8	4
輸送・機械運転従事者	37	32	5	2
生産工程従事者	36	52	2	3
その他の職種(上記以外の職種)	47	61	2	5
合計	472	498	38	42

注) 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業作業員などである。

図2-3 職種別支給決定件数一覧(精神障害)

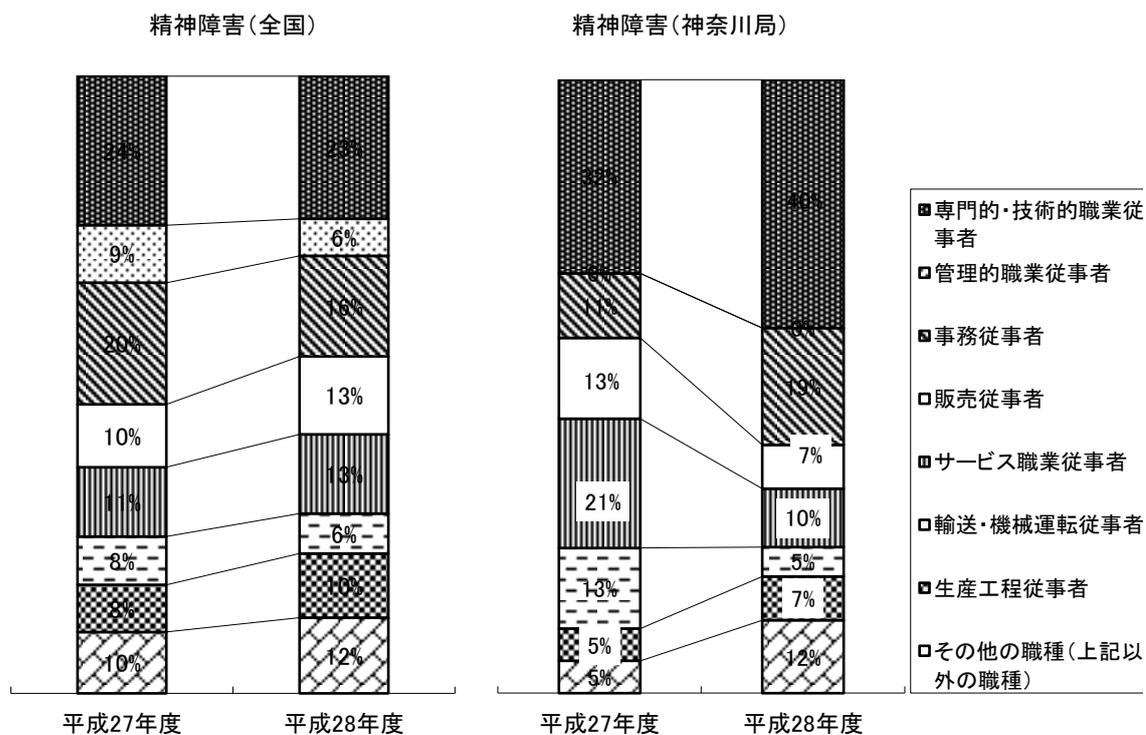


表2-4 年齢別支給決定件数一覧(精神障害)

(件)

年度 年齢	精神障害(全国)		精神障害(神奈川県)	
	平成27年度	平成28年度	平成27年度	平成28年度
29歳以下	89	116	8	9
30～39歳	137	136	10	10
40～49歳	147	144	15	14
50～59歳	85	82	4	6
60歳以上	14	20	1	3
合計	472	498	38	42

図2-4 年齢別支給決定件数構成比(精神障害)

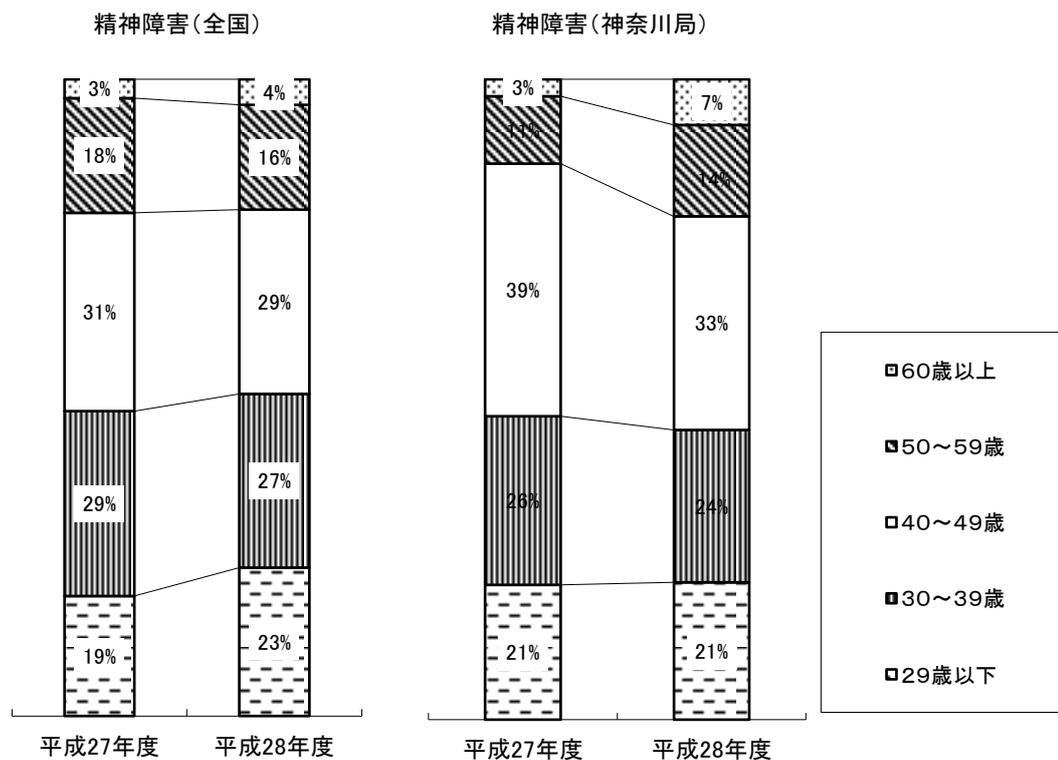


表2-5 精神障害の時間外労働時間数(1か月平均)別支給決定件数

(件数)

時間外労働時間	平成28年度			
	全	国	神	川
		内自殺		内自殺
20時間未満	84	5	11	0
20時間以上～40時間未満	43	8	4	1
40時間以上～60時間未満	41	10	6	2
60時間以上～80時間未満	24	3	3	0
80時間以上～100時間未満	23	11	1	0
100時間以上～120時間未満	49	12	0	0
120時間以上～140時間未満	38	8	0	0
140時間以上～160時間未満	19	5	2	0
160時間以上	52	19	4	1
その他	125	3	11	0
合計	498	84	42	4

精神障害の出来事別決定及び支給件数一覧

(資料2-6)

(件数)

出来事の類型	具体的な出来事	平成28年度		
		決定件数	支給決定件数	
				内自殺
1 事故や災害の体験	(重度の)病気やケガをした	8	2	0
	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	9	6	0
2 仕事の失敗、過重な責任の発生	業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした	1	0	0
	会社の経営に影響するなどの重大な仕事のミスをした	2	0	0
	会社で起きた事故、事件について、責任を問われた口	2	1	0
	自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた	1	0	0
	業務に関連し、違法行為を強要された	1	0	0
	達成困難なノルマが課された	4	2	1
	ノルマが達成できなかった	0	0	0
	新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった	1	1	0
	顧客や取引先から無理な注文を受けた	0	0	0
	顧客や取引先からクレームを受けた	4	0	0
	大きな説明会や公式の場での発表を強いられた	0	0	0
	上司が不在になることにより、その代行を任された	0	0	0
3 仕事の量・質	仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった	12	3	1
	1か月に80時間以上の時間外労働を行った	3	3	0
	2週間以上にわたって連続勤務を行った	3	2	0
	勤務形態に変化があった	1	0	0
	仕事のペース、活動の変化があった	0	0	0
4 役割・地位の変化等	退職を強要された	3	1	0
	配置転換があった	4	0	0
	転勤をした	0	0	0
	複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった	0	0	0
	非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた	2	2	1
	自分の昇格・昇進があった	0	0	0
	部下が減った	0	0	0
	早期退職制度の対象となった	0	0	0
非正規社員である自分の契約満了が迫った	0	0	0	
5 対人関係	(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた	17	8	0
	上司とのトラブルがあった	27	1	0
	同僚とのトラブルがあった	2	0	0
	部下とのトラブルがあった	1	0	0
	理解してくれていた人の異動があった	0	0	0
	上司が替わった	0	0	0
	同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された	0	0	0
6 セクシュアルハラスメント	セクシュアルハラスメントを受けた	3	1	0
7 特別な出来事		8	8	1
8 その他		4	1	0
合計		123	42	4

注 1 「具体的な出来事」は、平成23年12月26日付け基発1226第1号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」別表による。  
 2 「特別な出来事」は、心理的負荷が極度のもの等の件数。  
 3 「その他」は、評価の対象となる出来事が認められなかったもの等の件数。